

目 次

第1章 総論	5
第1節 区の責務、計画の位置づけ、構成等	6
1 区の責務及び大田区国民保護計画の位置づけ	6
2 計画の構成	6
3 計画の見直し、変更手続	6
第2節 国民保護措置に関する基本方針	7
第3節 関係機関の事務または業務の大綱等	8
第4節 区の地理的、社会的特徴	11
第5節 区国民保護計画が対象とする事態	13
第2章 平素からの備え	15
第1節 組織・体制の整備等	16
第1 区における組織・体制の整備	16
1 各部における平素の業務	16
2 区職員の参集基準等	16
3 消防初動体制の把握等	18
4 国民の権利利益の救済に係わる手続等	18
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1 基本的考え方	19
2 都との連携	19
3 近接区市との連携	20
4 指定公共機関等との連携	20
5 事業者に対する支援	21
6 自主防災組織等に対する支援	21
第3 通信の確保	21
第4 情報収集・提供等の体制整備	21
1 基本的考え方	21
2 警報の伝達に必要な準備	22
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	23
4 被災情報の収集、報告に必要な準備	24
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	26
第6 研修及び訓練	26
1 研修	26
2 訓練	27
第2節 避難、救済及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	28
1 避難に関する基本的事項	28

2	避難実施要領のパターン作成	29
3	救援に関する基本的事項	29
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
5	避難施設の指定への協力	30
6	生活関連等施設の把握等	31
第3節	物資及び資材の備蓄、整備	32
1	区における備蓄	32
2	区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	32
第4節	国民保護に関する啓発	32
1	国民保護に関する啓発	32
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	33
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	33
第3章	武力攻撃事態等への対処	34
第1節	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	35
1	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	35
2	事態認定前における危機管理対策本部の設置及び初動措置	35
第2節	区対策本部の設置等	36
1	区対策本部の設置	36
2	通信の確保	42
3	特殊標章等の交付及び管理	43
第3節	関係機関相互の連携	43
1	国・都の対策本部との連携	43
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	43
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	44
4	他の区市長等に対する応援の要求、事務の委託	44
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	45
6	区が行う応援	45
7	自主防災組織等に対する支援	45
8	住民への協力要請	46
第4節	国民の権利・利益の救済に係る手続き	46
第5節	警報及び避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達・通知	46
2	警報の内容の伝達方法	47
3	緊急通報の伝達及び通知	48
第2	避難住民の誘導等	48
1	避難の指示の伝達	48

2	避難実施要領の策定	50
3	避難住民の誘導	52
4	想定される避難の形態と区による誘導	55
第6節	救援	58
1	救援の実施	58
2	関係機関の連携	58
3	救援の程度及び方法の基準	59
4	救援の内容	59
第7節	安否情報の収集・提供	62
1	安否情報の収集	62
2	都に対する報告	62
3	安否情報の照会に対する回答	63
4	日本赤十字社に対する協力	63
第8節	武力攻撃災害への対処	64
第1	武力攻撃災害への対処	64
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	64
2	武力攻撃災害の兆候の通報	64
第2	応急措置等	64
1	退避の指示	64
2	警戒区域の設定	66
3	応急公用負担等	67
4	消防に関する措置等	67
第3	生活関連等施設における災害への対処	68
1	生活関連等施設の安全確保	68
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	69
第4	NBC攻撃による災害への対処	69
第9節	被災情報の収集及び報告	71
第10節	保健衛生の確保その他の措置	72
1	保健衛生の確保	72
2	廃棄物の処理	72
第11節	国民生活の安定に関する措置	73
1	生活関連物資等の価格安定	73
2	避難住民等の生活安定等	73
3	公共的施設の適切な管理	73
第4章	復旧等	74
第1節	応急の復旧	75
1	基本的考え方	75

2	公共的施設の応急の復旧	75
第2節	武力攻撃災害の復旧	75
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	76
第5章	大規模テロ（緊急処理事態）への対処	77
第1節	初動対応力の強化	78
1	危機管理体制の強化	78
2	対処マニュアルの整備	78
3	発生現場における連携強化のための体制づくり	79
4	不特定多数の人々への情報伝達	79
5	装備・資材の備蓄	79
6	訓練等の実施	79
7	住民・昼間区民への啓発	79
第2節	平時における警戒	80
1	危機情報等の把握	80
2	危機情報の共有	80
3	警戒対応	80
第3節	発生時の対処	80
1	区対策本部の設置指定が行われている場合	80
2	区対策本部の設置指定が行われていない場合	80
3	区災害対策本部等による対応	81
4	区対策本部への移行	82
第4節	大規模テロ等の類型に応じた対処	82
I	危険物質を有する施設への攻撃	82
II	大規模集客施設等への攻撃	82
III	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	83
IV	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	83
V	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	84
VI	交通機関を破壊手段としたテロ	85